

常陸太田市役所地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

計画期間：令和4年度～令和8年度

常陸太田市役所

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景 1
2. 目的及び位置付け 2
3. 基準年度及び実行計画期間 3
4. 実行計画の対象 3

第 2 章 温室効果ガスの排出状況

1. 二酸化炭素の算出方法 4
2. 二酸化炭素の排出量 4

第 3 章 目標と取り組み

1. 温室効果ガスの排出削減目標 5
2. 目標達成に向けた取り組み 6

第 4 章 実行計画の推進・管理体制

1. 進行管理体制 10
2. 実行計画の取り組み状況の点検・評価 11

○資料編 12

- ・ 実行計画の対象施設
- ・ 茨城県エコ事業所認定制度
- ・ エコドライブ 10 のすすめ（出典：経産省 HP）
- ・ 常陸太田市役所地球温暖化対策実行計画策定委員会規程

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

地球温暖化の問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤にかかわる安全保障の問題と認識されており、最も重大な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面上昇が観測されており、異常気象による災害の増加や農作物や生態系への影響等、私たちの生活に様々な影響が予測され低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月にCOP21¹において、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択され、世界の平均気温の上昇を産業革命から2℃未満にとどめるべく、全ての国々が地球温暖化防止対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

2018年に公表されたIPCC²「1.5℃特別報告書」によると、平均気温の上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、2050年前後に二酸化炭素排出量を正味ゼロとすることが必要とされ、各国で2050年までにカーボンニュートラル³を目標として掲げる動きが広がりました。

国内においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための法的枠組みが定められるとともに、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減に取り組むよう定められています。

また、2021年10月には、地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、中期計画（2030年度）において温室効果ガスを基準年度（2013年度）から46%削減することを目標とし、地方公共団体には、市内の事業者・住民の模範となることを目指し、率先して地方公共団体実行計画を策定、実行するよう求められています。

本市では、平成31年（2019年）3月に「第3次常陸太田市環境基本計画」、「第2次常陸太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガスの削減目標や取り組み方針を定め、市民・事業者・行政が一体となり温暖化対策を推進しています。

なお、令和3年（2021年）には、カーボンニュートラル推進基金を創設し、先進的な取り組みを顕彰する等の取り組みを始めたほか、令和4年9月にはゼロカーボンシティ宣言を行い市全体で地球温暖化対策に取り組む意識啓発を図ることを宣言しているところです。

こうした背景等を踏まえ、本市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取り組みとして常陸太田市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を定めます。

¹ 2015年11月30日～12月13日（フランス・パリ）、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議

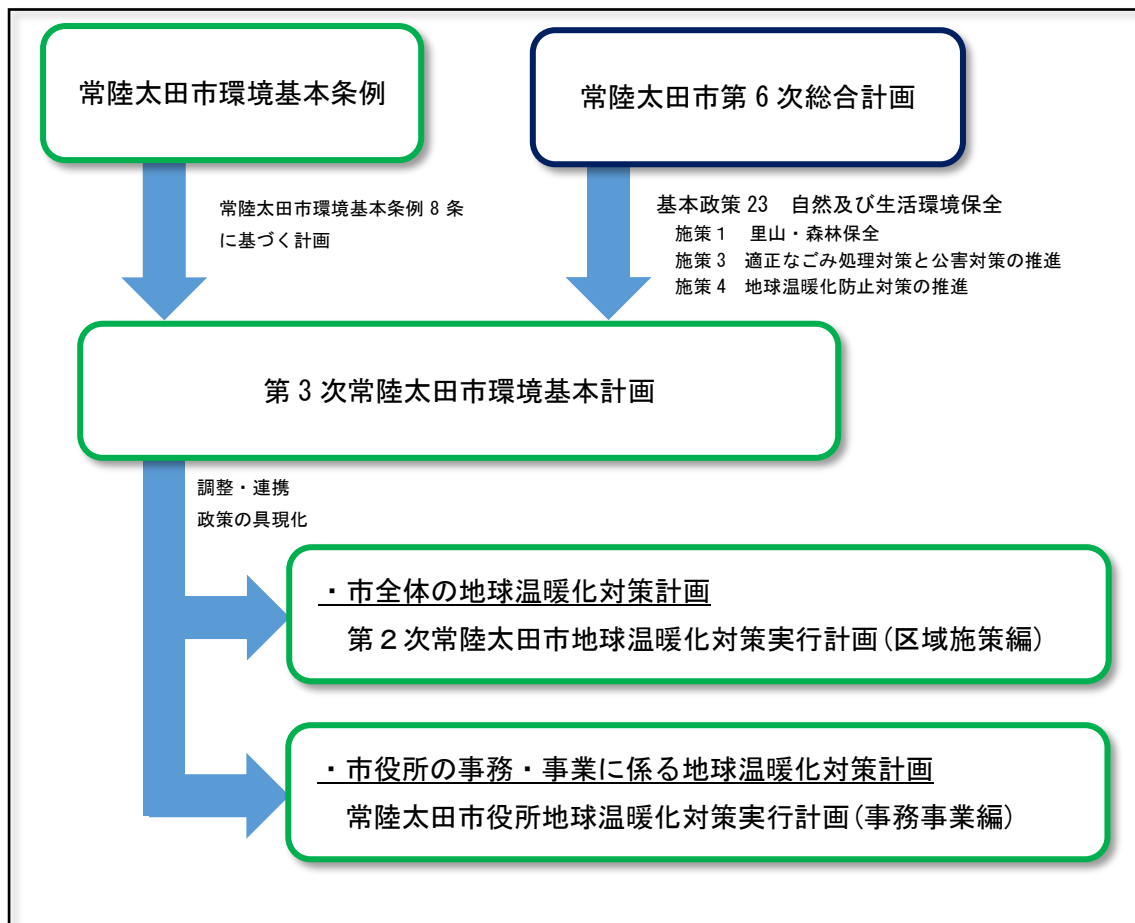
² 気候変動に関する政府間パネル（IPCC: Intergovernmental Panel on Climate Change）

³ 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量をできるだけ削減した上で、削減しきれなかった分を植林・森林管理などによる二酸化炭素の吸収によってトータルでゼロにすること。

2. 目的及び位置付け

常陸太田市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づき、地球温暖化対策計画に即して、常陸太田市役所が実施している事務及び事業について、省エネルギー、廃棄物の減量、再利用化等の取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

この実行計画は、常陸太田市環境基本条例及び常陸太田市第 6 次総合計画を基に策定した第 3 次常陸太田市環境基本計画と整合性を持つ計画として位置付けます。



地球温暖化対策の推進に関する法律

第 4 章 温室効果ガスの排出抑制等のための施策

第 21 条第 1 項

都道府県及び市町村は単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画を策定するものとする。

3. 基準年度及び実行計画の期間

国の地球温暖化対策計画に即し、実行計画の基準年度は2013（平成25）年度とします。また、計画期間は、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとします。

年度	2013	…	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
地球温暖化対策 実行計画 （事務事業編）	基準 年度					計画 策定/ 開始	→			最終 年度
地球温暖化対策 実行計画 （区域施策編）			計画 開始	→（第2次計画）			最終 年度	→（第3次計画）		

4. 実行計画の対象

（1）対象となる事務・事業の範囲

- ・本実行計画の対象は、市役所が行う全ての事務・事業及び施設（指定管理施設や小中学校施設を含み、資料P.13 実行計画の対象施設を参照）とします。

（2）対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で規定する7種類のガス（二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆)、三ふっ化窒素(NF₃)）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素を対象とします。

第2章 温室効果ガスの排出状況

1. 二酸化炭素排出量の算出方法

二酸化炭素の排出量の算定については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令で定められた算定式を用いて算出します。

$$\text{二酸化炭素排出量}^{(A)} = \text{活動量の合計}^{(B)} \times \text{排出係数}^{(C)}$$

- (A) 二酸化炭素排出量は【t-CO₂（トン・シーオーツー）】とします。
- (B) 活動量の合計は、各施設におけるエネルギー（電気、ガソリン、ガス等）の使用量の実績値を集計して求めます。
- (C) 排出係数については、エネルギーの種類別に環境省が公表している「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」による算定方法・排出係数一覧を使用します。

2. 二酸化炭素の排出実績

(1) 基準年度の排出量

基準年度となる2013年度（平成25年度）における市役所の事務・事業によって発生した二酸化炭素排出量は、13,786t-CO₂で、項目別の二酸化炭素排出量は下表のとおりです。

項目	使用量	排出係数	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)	全体からの割合 (%)
電気	21,392,040kWh	0.000525	11,231	81.5
ガソリン	117,674L	0.00232	273	2.0
軽油	61,270L	0.00258	158	1.1
LPガス	78,548m ³	0.0066	518	3.8
灯油	511,214L	0.00249	1,273	9.2
A重油	123,500L	0.0027	333	2.4
二酸化炭素換算総排出量 (t-CO ₂)			13,786	100.0

(2) 排出量の現況

2021年度（令和3年度）において、市役所の事務・事業によって発生した二酸化炭素排出量は、10,043t-CO₂で、項目別の二酸化炭素排出量は下表のとおりです。

項目	使用量	排出係数	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)	全体からの割合 (%)
電気	20,520,283kWh	※1	8,319	82.8
ガソリン	92,789L	0.00232	215	2.1
軽油	22,387L	0.00258	58	0.6
LPガス	47,093m ³	0.0066	311	3.1
灯油	349,407L	0.00249	870	8.7
A重油	100,000L	0.0027	270	2.7
二酸化炭素換算総排出量 (t-CO ₂)			10,043	100.0

※1 電気の排出係数については、環境省が公表している「電気事業者別排出係数」を使用します。

第3章 目標と取り組み

1. 温室効果ガスの排出削減目標

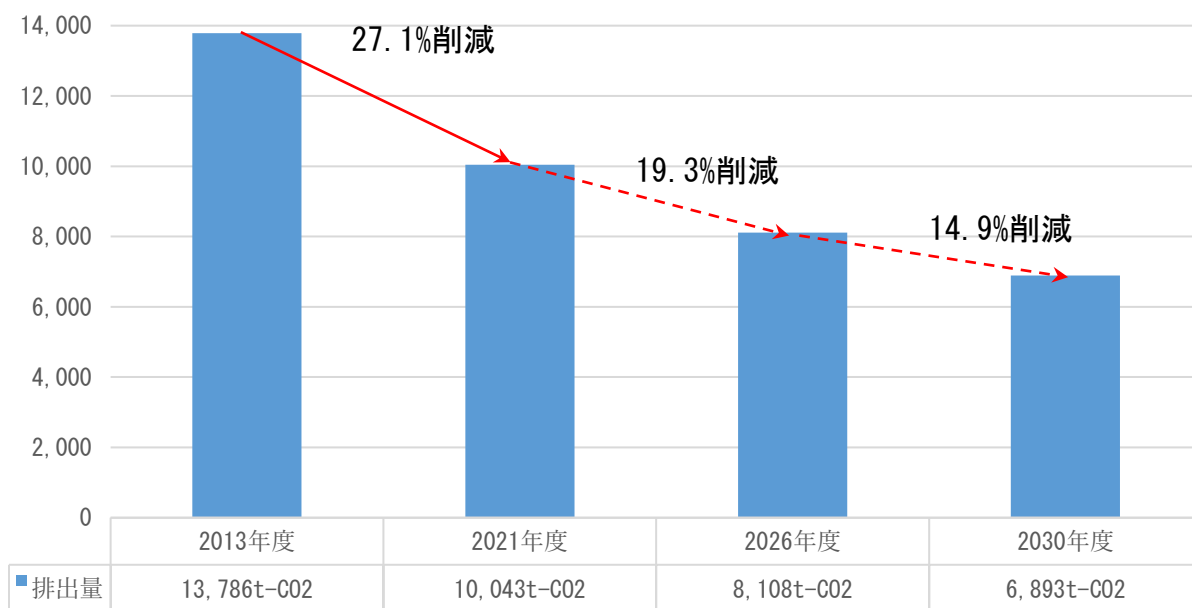
政府が事務・事業における地球温暖化対策の目標・取り組みを規定した「政府が事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」を踏まえ、市役所の事務・事業によって排出される温室効果ガスの削減目標を以下のとおり設定します。

削減目標

- 2013 年度を基準年度として、温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減する事を目標とします。
- 本目標達成に向けて、今次実行計画の最終年度（2026年度）における年間排出量については、8,108t-CO₂を目指します。

※削減目標は、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

二酸化炭素年間総排出量



2. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの方針

温室効果ガスの排出要因である、電気、LP ガス、ガソリン、軽油、A 重油等の使用量削減を目指すとともに、再生可能エネルギーの活用を推進する事で温室効果ガスの排出量削減を目指します。

また、市有林等の整備を進めることで二酸化炭素吸収源の確保を図り、2050 年カーボンニュートラル達成につながる取り組みを推進します。

(2) エネルギー別の削減目標と取り組み

今次実行計画の終了年度（2026 年度）における目標達成に向けて、エネルギー別削減量と目標年度の二酸化炭素排出量の目標を以下のとおり設定します。

① 電気について

(削減に向けた取り組み)

○庁舎等公共施設における取り組み

- ・公共施設の照明や街灯の高効率照明（LED 照明）への交換を推進します。
- ・効率的な空調機の導入進めるとともに、夏季の室内温度 28℃、冬季の室内温度 17℃を目安に、適切に空調を行います。
- ・業務開始時間までは、原則として消灯します。
- ・不要な照明を消灯し、使用していない OA 機器等の電源オフを徹底します。
- ・効率的、計画的な事務処理に努め、時間外作業の削減を図り、毎週金曜日のノー残業デーを推進し、照明や OA 機器の使用時間削減に努めます。

○清掃センターや上下水道施設における取り組み

- ・施設や設備の適切な維持管理を通じた省エネに加え効率的な運転を継続します。
- ・設備更新の際、エネルギー効率の良い設備の導入を検討します。

○指定管理者制度により運営している施設（事業）における取り組み

- ・施設の照明の高効率照明（LED 照明）への交換を推進します。
- ・効率的な空調機を導入するとともに、夏季の室内温度 28℃、冬季の室内温度 17℃を目安に、適切に空調を行います。
- ・事業執行に支障のない範囲で、不要な照明や電気製品の電源オフを実行します。

○再生可能エネルギーの活用等

- ・目標達成に向けて、電気事業者から供給されるエネルギー使用量の削減に努めるとともに、効率的な設備への転換による省エネルギー化や再生可能エネルギー発電施設の導入に努めます。
- ・電気事業者から供給される電気についても、発電方法により二酸化炭素排出量が変わることから、環境負荷の低い電力の使用を検討します。

(電気の削減目標)

(単位：上段 kwh・下段：t-CO₂)

種類	項目	2013年度 (平成25年度)	2021年度 ^① (令和3年度)	削減率	2026年度 ^② (令和8年度)	削減量 ①-②
電気	使用量	21,392,040	20,520,283	19.5%	16,518,828	4,001,455
	排出量	11,231	8,319		6,698	1,621

② ガソリン・軽油

(削減に向けた取り組み)

- ・公用車等の購入は、電動自動車⁴の導入を基本とし、代替可能なものが無い場合は低公害車の導入を推進します。
- ・エコドライブ10(P.15参照)を実践します。

(目標値)

(単位：上段 L・下段：t-CO₂)

種類	項目	2013年度 (平成25年度)	2021年度 ^① (令和3年度)	削減率	2026年度 ^② (令和8年度)	削減量 ①-②
ガソリン	使用量	117,674	92,789	30%	64,952	27,837
	排出量	273	215		150	65
軽油	使用量	61,270	22,387	20%	17,910	4,477
	排出量	158	58		46	12

⁴ 電気自動車・プラグインハイブリット自動車・ハイブリッド自動車のこと。

③ LP ガス・灯油・A 重油

(削減に向けた取り組み)

- ・使用する機器の維持管理を徹底する事で、効率的かつ適切なエネルギー使用に努めます。
- ・調理器具等を更新する際は、電化等、温室効果ガスの削減効果を考慮した機器の導入を進めます。

(目標値)

(単位：上段ガス m³・灯油, A 重油 L・下段：t-CO₂)

種類	項目	2013 年度 (平成 25 年度)	2021 年度 ^① (令和 3 年度)	削減率	2026 年度 ^② (令和 8 年度)	削減量 ①-②
LP ガス	使用量	78,548	47,093	20%	37,674	9,419
	排出量	518	311		249	62
灯油	使用量	511,214	349,407	20%	279,525	69,882
	排出量	1,273	870		696	174
A 重油	使用量	123,500	100,000	—	100,000	—
	排出量	333	270		270	—

(3) その他の取り組み

- ・常陸太田市公共施設等再配置計画に基づき公共施設の効率化及び適正化を進めます。
- ・クールビズやウォームビズを推奨します。

(4) 温室効果ガス削減につながる取り組み

- ・備品や用紙類等は、環境ラベル(エコマーク商品及びグリーン購入法適合商品)の対象製品の購入を進めます。
- ・オンライン化を推進し、会議資料についてもペーパーレス化や、紙面による場合においても両面印刷を徹底し、紙の使用量を削減します。また、会議時の封筒配布は原則行わず必要な場合のみ渡すほか、リサイクル封筒の活用を推進します。
- ・ごみの分別を徹底し、4R活動⁵を実践します。
- ・節水型の器具を導入し、水の使用量削減を進めます。

(5) 二酸化炭素吸収源となる森林保全の取り組み

- ・市有林等の間伐や植林等、適正な管理を行い、二酸化炭素吸収量の増加を図りま
す。また、吸収源の保全や維持管理を行うことで、カーボンニュートラル達成に
努めます。

(6) 茨城エコ事業所の認定

- ・茨城エコ事業所登録制度は、地球温暖化の防止、省エネルギー、省資源等環境に配慮した取り組みを実施している事業所を登録する制度で、環境に配慮した取り組み事項が定められています。市役所では、平成23年12月に【AAA】の認定を受けており、今後もエコ事業所認定を継続するための取り組みを推進します。(資料編P.14参照)



⁵ Reduce (ごみを減らす)・Reuse (再使用する)・Recycle (再生利用する)・Refuse (ごみになる者は買わない。断る。)

第4章 実行計画の推進・管理体制

1. 進行管理体制

本実行計画で定めた取り組みについて、全庁的に一体となって効果的に実施し継続していくためには、職員が主体的かつ積極的に計画に定めた取り組みを推進することが重要です。このため、以下のとおり進行管理体制を構築します。

《事務・事業編 進行管理体制》

庁議

庁議においては、推進委員会からの取り組み状況等の報告を受け、全庁的な取り組み事項に関する調整や必要な指示等を行います。

- ・ 全庁的な取り組みの調整
- ・ 計画の進行状況に応じ総合的な指示

温暖化対策実行計画推進委員会

関係課長による温暖化対策実行計画推進委員会を定期的を開催し、庁内の横断的な調整等を行います。

- ・ 計画の策定，進行状況管理
- ・ エネルギー使用量の集計・分析
- ・ 取り組みの検討，課題の把握
- ・ 実績の公表

各担当課

- ・ エネルギー使用量の報告，点検（LAPSS⁷の活用）
- ・ 事務，事業の目標に向けた取り組み
- ・ 各職員による取り組み

⁶ 地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（環境省クラウドシステム）、令和4年度から市役所で運用を開始

2. 実行計画の取り組み状況の点検・評価

本実行計画の進捗状況を把握するために、以下の方法で温室効果ガス総排出量の算定に係るエネルギー使用量や取り組みの実施状況等を毎年度把握し、点検・評価を行います。点検結果を踏まえて、職員には随時取り組み状況を周知・徹底します。

【Plan】計画の策定

- ①常陸太田市役所温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、目標設定、各取り組みの計画を策定します。
- ②温室効果ガスの総排出量を毎年度把握し、取り組みの検討、課題を把握します。

【Do】取り組みの実行

- ①実行計画の内容を職員へ周知し、実行計画に基づく取り組みの実践、事業化、予算化をします。

【Check】点検及び評価

- ①各課において、LAPPS にエネルギー使用量を入力し、併せて点検を行います。
- ②事務局は、LAPPS の入力内容に基づき実行計画の取り組み状況や施設等ごとの温室効果ガスの排出量を算定し、推進委員会にて報告します。
- ③推進委員会では、報告された取り組み状況や施設等ごとの温室効果ガスの排出状況について、点検・分析・評価を行い、その結果を庁議に報告するとともに電子掲示板を活用し公表します。

【Action】改善・見直し

- ① 庁議では、推進委員会からの取り組み状況等の報告を受け、実行計画の取り組み見直しが必要と認められた場合には、推進委員会に対し目標達成に必要な施策の検討を指示します。
- ②推進委員会は、庁議より指示があった事項について検討を行い、次年度の取り組み方針に反映します。
- ③本実行計画の内容、実施状況に関する事項は市ホームページ等を通じて市民に公表します。



資料編

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)は、17 項目の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。

SDGs では、発展途上国への開発協力だけでなく先進国も自らの国内における課題への取り組みを強化し、国際社会全体として将来にわたって持続可能な発展が出来るよう、取り組んでいくことが必要とされています。



・ 実行計画の対象施設

施設分類	施設名
行政系施設	本庁舎・分庁舎・金砂郷支所・金砂郷支所分館・水府支所・里美支所・郷土資料館別館・駅前会館・旧保健所・南消防署・北消防署・北消防署金砂郷出張所・北消防署 里美出張所・防災無線設備・補修事務所
市民文化系施設	市民交流センター・太田市民ふれあいセンター・西河内市民ふれあいセンター・市民コミュニティセンター・誉田市民ふれあいセンター・機初市民ふれあいセンター・佐竹市民ふれあいセンター・西小沢市民ふれあいセンター・河内市民ふれあいセンター・世矢市民ふれあいセンター・幸久市民ふれあいセンター・佐都市民ふれあいセンター・生涯学習センター・交流センターふじ・水府総合センター・高倉地域交流センター・里美支所（小里コミュニティ）・里川コミュニティセンター・徳田コミュニティセンター・小妻コミュニティセンター・小中コミュニティセンター・大中コミュニティセンター・白幡台コミュニティセンター・里美文化センター（折橋コミュニティセンター）小菅コミュニティセンター・上深荻大菅コミュニティセンター・工芸交流センター楓・春友手づくり工芸センター・郷土文化保存伝承施設「こしらえ館」
社会教育系施設	常陸太田市立図書館・梅津会館・郷土文化保存伝習施設・旧町屋変電所・西光寺収蔵庫
保健・福祉施設	総合福祉会館・ふれあいほ一む・高齢者生産活動センター
学校教育系施設	市立小学校 8 校（太田小学校・機初小学校・峰山小学校・誉田小学校・世矢小学校・金砂郷小学校・水府小学校・里美小学校） 市立中学校 7 校（太田中学校・峰山中学校・瑞龍中学校・世矢中学校・金砂郷中学校・水府中学校・里美中学校）、学校給食センター
子育て支援施設	市立幼稚園 4 園（太田進徳幼稚園・幸久幼稚園・世矢幼稚園・久米幼稚園）・市立保育園 2 園（木崎保育園・宮ノ脇保育園）・認定こども園 4 園（のぞみこども園・うぐいすこども園・すいふこども園・さとみこども園）・児童クラブ 3 か所（さとみ・みねやま・はたそめ）・教育支援センター
スポーツ・レクリエーション系・産業系施設	山吹運動公園・白羽スポーツ広場・温水プール・大里ふれあい広場・水府海洋センター・天下野運動公園・松平公園・水府海洋センター・里美運動公園・春友彫刻の森運動公園・上大門公園・増井町公園・常陸太田駅舎・西山公園・宮の郷工業団地公園・西山研修所・かなさ笑楽校・そば工房・西金砂湯けむりの郷・物産センターこめ工房・ふるさとセンター竜神竜っちゃん乃湯・里美カントリー牧場・水府竜の里公園・水府観光物産館・瑞竜山駐車場・竜神ふるさと村・竜神大吊橋・西山の里・里美ふれあい館・里美温泉保養センターぬく森の湯・農畜産物等加工施設・道の駅ひたちおた
供給処理施設	上水道施設・下水道施設・清掃センター・太田クリーンセンター・里美クリーンセンター
その他	宮の郷工業団地（小金谷津ポンプ）・市営斎場・瑞竜霊園・里美斎場・公用車・緊急車両・渋江川ポンプ施設・公衆街灯・防犯灯

・茨城エコ事業所登録制度

(目的) 地球温暖化の防止, 省エネ・省資源等環境に配慮した取り組みを実施している事業所を「茨城エコ事業所」として登録し, その取り組みを広く紹介することにより, 環境に配慮した取り組みの普及・啓発を図り, 環境へ負担の少ない循環型社会づくりに寄与する。

※以下取り組み事項抜粋

1. 必須事項

- (1) 冷暖房の温度調整(冷房 28 度, 暖房 20 度)を行います。
- (2) 使用していない OA 機器や電気製品等は, 待機電力にせずコンセントを抜きます。
- (3) 水道の蛇口はこまめに閉めます。
- (4) 公用車の運転に際しては, 可能な限りアイドリングをなくします。
- (5) 環境にやさしいエコ製品やリサイクル可能な製品を選んで購入します。
- (6) 可能な限り過剰包装をしません。

2. 基本項目

- (1) 昼休み・休憩時等には可能な限り消灯します。
- (2) 冷暖房時にはブラインド等を利用し効率を高めます。
- (3) 食器類の洗浄や手洗い, 洗車等において節水します。
- (4) エコドライブ(急発進・急加速・空ふかし・不要な荷物の積載等の防止)を実施します。
- (5) 市で決められた分別方法に沿ったごみの分別を徹底します。
- (6) 使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを積極的に行います。
- (7) 夏季は原則上着・ネクタイを着用しない(クールビズ)。
冬季は重ね着をする(ウォームビズ)を積極的に行います。
- (8) 配付資料の削減や縮小コピーを積極的に行う。

3. 発展項目

- (1) 高効率蛍光灯, インバーター照明などを積極的に導入します。
- (2) 太陽光発電や風力発電, バイオマス発電等(熱利用を含む)の自然エネルギーを活用します。
- (3) 車の更新の際は, 環境への負荷の少ない低公害車(ハイブリッドカー等)にします。
- (4) 事業活動に伴う廃棄物の減量化やリサイクル等を積極的に行います。
- (5) 敷地内の植栽, 緑地等の適正な維持管理を行います。

※茨城エコ事業所登録制度 評価基準表

登録区分 (格付)	登録の基準		
	必須項目	基本項目	発展項目
A	すべて実施	3 項目以上を実施	—
AA	すべて実施	4 項目以上を実施	2 項目以上を実施
AAA	すべて実施	5 項目以上を実施	4 項目以上を実施

『エコドライブ10のすすめ』 出典：経済産業省 HP(「エコドライブ10のすすめ」を改訂しました)

1. 自分の燃費を把握しよう

公用車の燃費を把握しましょう。日々の燃費を把握すると、運転者のエコドライブ効果が確認できます。

2. ふんわりアクセル「eスタート」

発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。(最初の5秒で、時速20kmが目安。) 日々の運転でやさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず穏やかな発進は安全運転にもつながります。

3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

走行中は、一定の速度で走る事を心がけましょう。車間距離が短いと、無駄な加減速の機会が多くなり、市街地では2%、郊外では6%程度も燃費が悪化します。交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がけましょう。

4. 減速時は早めにアクセルを離そう

信号が変わるなど停止することが分かったら、早めにアクセルから足を離しましょう。エンジブレーキが作用し、2%程度燃費が改善します。また、減速する時や坂道を下るときもエンジブレーキを活用しましょう。

5. エアコンの使用は適切に

エアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要な時は、エアコンスイッチをOFFにしましょう。例えば、車内温度設定が外気と同じ25℃であってもエアコンをONにしたままだと12%燃費が悪化します。また、冷房が必要な時でも車内を冷やしすぎないようにしましょう。

6. ムダなアイドリングはやめよう

待ち合わせ、荷物の積み下ろし等による駐停車の際は、エンジンを止めましょう。10分間のアイドリング(A/CはOFF)で、130CC程度の燃料を消費します。また、基本的に暖機運転は不要です。ウォームアップ走行ですぐに出発しましょう。※交差点等で手動アイドリングストップはやめましょう。

7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

出かける前に、道路交通情報やカーナビ等を活用して、行き先やルートをあらかじめ確認しましょう。1時間の走行で10分余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

8. タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう*1。空気圧が適正值より不足すると、市街地で2%、郊外で4%程度燃費が悪化します。また、エンジンオイル・オイルフィルタ・エアクリナー等の定期的な交換によっても燃費が改善します。

*1 1か月で5%程度低下します。 *2 適正值より50kPa不足した場合

9. 不要な荷物はおろそう

運ぶ必要のない荷物は車から降ろしましょう。燃費は、荷物の重さに影響されます。例えば100kgの荷物を載せて走ると3%程度燃費が悪化します。

10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう

迷惑駐車はやめましょう。交通事故の原因にもなります。迷惑駐車が少ない道路では、平均速度が向上し、燃費の悪化を防ぎます。

常陸太田市役所温暖化対策実行計画推進委員会規程

(設置)

第1 常陸太田市役所は、地球温暖化対策実行計画の策定及び推進について、必要な事項を協議・調整するため、常陸太田市温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(協議事務)

第2 推進委員会は次に掲げる事項を協議調整する。

- (1) 常陸太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定に関すること。
- (2) 各課における地球温暖化対策の推進及び報告に関すること。
- (3) 実行計画の実施状況の点検、評価、見直し及び公表に関すること。
- (4) その他計画策定のために必要なこと。

(構成)

第3 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ市民生活部長及び環境政策課長の職にある委員を持って充てる。また、委員には、別表に掲げる部局の長をもって充てる。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時は、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4 推進委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- (1) 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第5 推進委員会の庶務は、環境政策課にて行う。

(別表)

部 課 名	部 課 名
市民生活部	市民生活部 環境政策課
政策推進室 政策推進課	総務部 総務課
総務部 契約管財課	企画部 企画課
市民生活部 市民課	保健福祉部 保険年金課
農政部 農政課	商工観光部 商工振興・企業誘致課
建設部 建設課	金砂郷支所 金砂郷地域振興課
水府支所 水府地域振興課	里美支所 里美地域振興課
上下水道部 上下水道総務課	消防本部 総務課
教育委員会 教育総務課	